

公共施設の転用による福祉水準向上計画

都道府県名	新潟県	
作成主体名	新潟市	
区域の範囲	新潟市の区域の一部 (政令指定都市移行後の西区・西蒲区・南区)	

地域再生計画の概要

新潟市では平成16年6月に旧プログラムに基づく旧黒鳥小学校舎を障害者の福祉作業所に転用する取組の認定を受け、福祉事業を行ってきた。この度、3年間の計画期間の満了にあたり、障害のある人が地域で暮らし、地域との交流を行うという、当初の目標は概ね達成できたと認識している。現在本作業所は障害者自立支援法による新たな障害福祉サービス体系への移行を進めており、平成19年4月に社会福祉法人化と併わせて法定施設として再スタートする予定であり、事業の継続により障害者の自立及び就労支援を一層推進する。

適用される支援措置

- ・ 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

